

【飲酒取消講習の実施】

1 飲酒による取消処分者を対象とした講習の実施

飲酒運転違反者に対する新しい取消処分者講習を「飲酒取消講習」として実施しています。

取消処分者講習とは・・・

取消処分等を受けた方が新たに免許を取得する際、受講が義務づけられている講習です。

2 受講場所

安全運転学校（徳島県警運転免許センター 2階）

3 受講対象者

酒酔い運転または酒気帯び運転を理由に運転免許の取消処分を受けた方

4 講習カリキュラム

◆ 1日目（7時間）

現行カリキュラムの「運転適性検査」・「性格と運転の概説」・「実車講習」等に加え、次のカリキュラム等を実施します。

○ 呼気検査

呼気検査器を使用して呼気検査を行います。

○ AUDIT（アルコールスクリーニングテスト）

飲酒に関する簡単な質問についての回答結果により、個々に飲酒行動の改善を促す指導を行います。

○ ブリーフ・インターベンション（1回目）

1日目終了後

「飲酒・生活日記」の作成

次回の講習（2日目）までの約30日間、自らが設定した飲酒に関する目標に向けて「飲酒・生活日記を作成（記録）していただきます。次回講習では、作成された「飲酒生活日記」を基に個々に応じた指導を行います。」

約30日後

◆ 2日目（6時間）

現行カリキュラムの「危険予知運転の解説」・「実車指導」等に加え、次のカリキュラム等を実施します。

○ 呼気検査

呼気検査器を使用して呼気検査を行います。

○ ブリーフ・インターベンション（2回目）

作成された「飲酒・生活日記」に基づき、個々に飲酒行動改善のための指導を行います。

○ ディスカッション

飲酒運転をテーマとした討論を行うことにより、飲酒運転の危険性や悪質性の理解を深めることで、飲酒運転に対する問題意識を持っていただきます。

【お問い合わせ先】

運転免許センター 運転者教育係

受付日時：月曜日～金曜日 午前9時～午後4時

（土曜日、日曜日、年末年始（12月29日～1月3日）の休日、祝日、振替休日を除きます。）